

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（下請負代金額等の通知）

第十七条 知事は、受注者に対して、下請負代金額その他必要な事項の通知を請求することができる。

第十七条の二を削る。

第五十四条の二第一項第一号中「第四十九条第一項」を「第四十九条」に改め、「同条第七項の規定により」を削り、同項第二号中「第五十条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、「同条第五項の規定により」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同条第二項中「又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第一号から第四号までに規定する確定したときをいう。）」を「が確定したとき」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。